

三原市告示第 1 4 0 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，大規模小売店舗の変更届出がなされたので，同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和 4 年 11 月 24 日

三原市長 岡 田 吉 弘

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン本郷

広島県三原市下北方一丁目 14 番 1 号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島県広島市南区段原南一丁目 3 番 52 号

代表取締役 平尾 健一

株式会社ナフコ

福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号

代表取締役 石田 卓巳

日本地所倉庫株式会社

岡山県岡山市北区野田 2 丁目 4 番 1 号

代表取締役 藤沢 純造

有限会社うえの

広島県三原市本郷南 6 丁目 2 番 5 号

代表取締役 植野 雄治

内海 英己

広島県尾道市美ノ郷町三成 2 3 8 番地 6

3 変更した事項

(1)大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

設置者名	代表者	住所	変更の理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号	
日本地所倉庫株式会社	代表取締役 藤沢 純造	岡山県岡山市北区野田2丁目4番1号	
有限会社うえの	代表取締役 植野 雄治	三原市本郷6丁目2番5号	

(変更後)

設置者名	代表者	住所	変更の理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号	
日本地所倉庫株式会社	代表取締役 藤沢 純造	岡山県岡山市北区野田2丁目4番1号	
有限会社うえの	代表取締役 植野 雄治	三原市本郷南六丁目2番5号	
内海 英己		広島県尾道市美ノ郷	建物譲受

		町三成 238 番地 6	入店
--	--	--------------	----

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名		住所	変更年月 日・理由
名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号	
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	
有限会社うえの	代表取締役 植野 雄治	三原市本郷南6丁目2番5号	
株式会社タジマモーターコーポレーション	代表取締役 田島 伸博	東京都中野区江原町3-35-3	令和4年6月30日退店

(変更後)

小売業者名		住所	変更年月 日・理由
名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島県広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社ナフコ	代表取締役 石田 卓巳	福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番	

		10 号	
株式会社セ リア	代 表 取 締 役 河 合 映 治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	
有限会社う えの	代 表 取 締 役 植 野 雄 治	三原市本郷南 6 丁目 2 番 5 号	
株式会社 B A K U	代 表 取 締 役 眞 田 玄	広島県世羅郡世羅町 大字寺町 1549 番地 9	平成 17 年 11 月 19 日入店 令和元年 10 月 11 日前回 届出時記載 漏れ
内海 英己		広島県尾道市美ノ郷 町三成 238 番地 6	令和 4 年 7 月 1 日入店

4 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあっては代表者の氏名

上記 3 のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及
び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上記 3 のとおり

5 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並び
に法人にあっては代表者の氏名

上記 3 のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び
住所並びに法人にあっては代表者の氏名

上記 3 のとおり

6 届出年月日

令和 4 年 11 月 2 日

7 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所本庁舎 3 階）

8 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和4年11月24日から令和5年3月23日の午前8時30分から午後5時15分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 8 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から4月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和5年3月23日

三原市経済部商工振興課